

第 16 回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム講演要領

- (1)講演の各セッションの運営は、そのセッションの座長に一任されています。
- (2)セッション開始時刻の 10 分前に座長と講演者の打合せを会場にて行います。その際、座長より講演順序、時間ならびに討議時間などについて指示がありますので、これを遵守して下さい。
- (3)講演時間は、原則として 15 分(講演：10 分、質疑：5 分)です。ただし、セッション直前の打合せで、座長から変更の指示があった場合はそれに従って下さい。
- (4)講演には各会場設置のプロジェクターを使用します。講演で使用するパソコンは各講演者でご用意下さい。
- (5)セッション開始前の座長との打合わせ後、各会場のプロジェクター切替機からのケーブルをパソコン本体に接続し、スクリーンに画面が投影されることを確認して下さい。

【表彰制度について】

●土木分野

40 歳未満（シンポジウム開催年度の 4 月 1 日現在）の講演者を対象として、論文内容に加えて、講演および質疑の応対に優れている講演者を表彰する制度を設けています。優秀講演者の氏名は、後日、土木学会複合構造委員会のホームページに掲載するとともに、本人宛に表彰状をお送りします。

●建築分野

建築学会の正会員（個人）または準会員（個人）で、本シンポジウムで講演集原稿の筆頭著者で口頭発表を行い、かつ、シンポジウム開催年度の 4 月 1 日時点の年齢が 30 歳未満の者を対象として、特に優れた講演者を表彰する制度を設けています。選考結果は、シンポジウム終了後に鋼コンクリート合成構造運営委員会ホームページ上で公表するとともに、本人に通知します。